令和５年度の新たな研修の在り方

長崎県では令和５年度に向けて、令和４年８月に示された「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について」の通知を受けて、平成29年に策定した指標の見直しを行いました。

見直した指標を基にして、教職員が自身のキャリアステージに応じて、より主体的に研修に取り組むことができるように、研修の在り方や実施・運用の方法を見直して策定した教職員研修計画により令和５年度の教職員研修を実施します。

「長崎県　教員等の資質向上に関する指標」に新たな視点が加わります。

○　「教諭等」「養護教諭」「栄養教諭」の指標については、文部科学省から示された指針をもとに再構成し、「ICT や情報・教育データの利活用」についての視点を追加しました。
（教諭等ＰとＱ、養護教諭と栄養教諭はＮとＯ）

○　「校長等」の指標については、今後特に求められる「ファシリテーション能力」や「教育に関するアセスメント能力」に関する視点を追加しました。
（校長等ＨとN）

改訂を行った「長崎県　教員等の資質向上に関する指標」を基に令和５年度の教職員研修は次の３点が変わります。

（１）令和４年６月「改正教育公務員特例法」、令和４年１２月中教審答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修の在り方について」を受けて、教職員が自身のキャリアステージに応じた研修内容を主体的に選択できるようにしました。
（管理職との研修履歴をもとにした対話に基づく研修の奨励）

（２）外部の機関等と連携を図り、多様な研修内容の提供を行うように計画しました。
（長崎県教育センター、長崎県教育庁各課・室の研修以外の受講も幅広く認めます。）

（３）研修講座冊子・県教育センターからの刊行物は、原則電子データでの配付とします。
（研修記録の保存、自身の振り返りの記録、研修内容の職場内での共有などが行いやすくなります。）

令和５年度教職員研修の変更に伴い、経年研修における選択研修を見直しました。

令和５年度より経年研修（若手研２年目、若手研４年目、若手研５年目、若手第２研、中堅研）における選択研修を、これまで「原則、長崎県教育センター研修講座を受講する」としていた規定を見直し、他機関の研修等も選択研修として受講することができるようになりました。

自己の課題を踏まえ、校長等の指導助言により、下に示す選択研修一覧から１つ以上選択して受講することとなります。

選択研修一覧

① 長崎県教育センター主催の研修講座等
② 長崎県教育庁各課・室、人権・同和対策課主催、共催の研修会・説明会（教育課程説明会を含む）
③ 文部科学省が主催、共催、委託する研修等
④ 「長崎県高等学校・特別支援学校教育研究会」「各教科等別研究部」「領域別研究部」が主催する研修会等
⑤ 県及び郡市町教育研究会の「各教科等別研究部会」「領域別研究部会」が主催する研修会等
⑥ 長崎県教育会が主催、共催する研修会等
⑦ 「長崎県特別支援教育研究会」「長崎県肢体不自由教育研究協議会」「長崎県病弱虚弱教育研究会」が主催する研究大会等
⑧ 県内市町教育委員会主催の研修会等
⑨ 教職員支援機構、国立教育政策研究所、国立特別支援教育総合研究所主催の研修等
⑩ 長崎大学大学院教育学研究科等の講義等
⑪ 免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得
⑫ 長崎大学教育学部附属学校（小・中・特）主催の研究会や訪問研修

各研修等の申込みについては、各主催者が示す手続きで申し込んでください。

なお、「⑩長崎大学大学院教育学研究科等の講義等」につきましては、現在受講可能な講義・定員および申し込み方法等について調整中です。決定次第、長崎県教育センターから各学校へ文書等で別途通知します。